



定期第594号 令和5年6月2日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|-----|---|---------------------|
| 262 | 特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件 | スマート県庁推進課 |
| 263 | 同 | 同 |
| 264 | 同 | 文化の森振興センター |
| 265 | 指定障害福祉サービス事業の廃止について届出があった件 | 障がい福祉課 |
| 266 | 特別保護地区を指定するに当たり指針案を公衆の縦覧に供する件 | 鳥獣対策・ふるさと創造課 |
| 267 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による公聴会を開催する件 | 同 |
| 268 | 特定第2号漁業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件 | 水産振興課 |
| 269 | 同 | 同 |
| 270 | 土地改良区の定款の変更を認可した件 | 農山漁村振興課 |
| 271 | 同 | 同 |
| 272 | 解除予定保安林に関する通知を受けた件 | 森林整備課 |
| 273 | 口頭により開示を求めることができる保有個人情報定める件 | 監察局監察評価課 県庁ふれあい室 |

【選挙管理委員会告示】

| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|----|--------------------------------------|------|
| 69 | 政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件 | |
| 70 | 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件 | |
| 71 | 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件 | |
| 72 | 政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件 | |

徳島県告示第二百六十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年六月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
徳島県庁総合サービスネットワーク等運用管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部スマート県庁推進課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和五年四月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社
大阪市都島区東野田町四丁目一五番八二号
- 五 契約金額
六千六百八十二万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

徳島県告示第二百六十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年六月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
徳島県庁業務サーバOS更新及び更改業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部スマート県庁推進課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和五年四月十八日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社
大阪市都島区東野田町四丁目一五番八二号
- 五 契約金額
四千百十四万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

徳島県告示第二百六十四号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年六月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
徳島県文化の森総合公園情報提供システム運用維持業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県立二十一世紀館
徳島市八万町向寺山
- 三 契約の相手方を決定した日
令和五年四月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
三菱電機システムサービス株式会社
東京都世田谷区太子堂四丁目一番一号
- 五 契約金額
三千三十五万百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

徳島県告示第二百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年六月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

| | | | | | | | | | |
|---------------|----------------------|--------------------|----------------------|-----------|------------|------------|-----------|------------|----|
| 指定障害福祉サービス事業者 | | 指定障害福祉サービス事業を行う事業所 | | サービスの種類 | | 廃止の届出の受理日 | | 廃止の年月日 | |
| 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | 種類 | の受理日 | 年月日 | の受理日 | 年月日 | 廃止 |
| 高橋建設株式会社 | 徳島市北島田町三丁目一三〇番地 | グループホームみらく | 徳島市八万町新貝一六四八 | 共同生活援助 | 令和四年十月二十六日 | 令和四年十一月三十日 | 令和五年二月十五日 | 令和五年二月二十八日 | |
| 株式会社チーム阿波 | 阿波市市場町上喜来字窪二俣一七八一番地三 | チームあわ | 阿波市市場町上喜来字窪二俣一七八一番地三 | A型 就労継続支援 | 令和五年二月十五日 | 令和五年二月二十八日 | | | |

徳島県告示第二百六十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき特別保護地区を指定したいので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和五年六月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 特別保護地区の名称

伊島鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

阿南市の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

三 特別保護地区の存続期間

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

四 指針案

1 特別保護地区の指定区分

集団渡来地

2 特別保護地区の指定目的

この区域は、鳥獣の生息に適した岩石地及び天然広葉樹林を有し、渡り鳥等の渡来及び生育に適していることから、特別保護地区に指定し、当該地区に渡来する鳥類の生息環境の保全を図る。

五 縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課鳥獣対策担当、徳島県南部総合県民局保健福祉環境部環境担当及び阿南市役所

徳島県告示第二百六十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和五年六月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

| 日 時 | 場 所 | 案 件 |
|------------------------------|---|--|
| 令和五年六月二十七日 （火曜日）午後一時三十分から | 阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局阿南 庁舎二階大会議室 | 伊島鳥獣保護区特別保護地区（阿南市、既指定、面積百五十三ヘクタール、存続期間十年間）の再指定について |

備考 公聴会に関する問合せ先

徳島県南部総合県民局保健福祉環境部環境担当（電話 八八四 二八 九八六二

）

徳島県告示第二百六十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定期間第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認められるので、公示する。

令和五年六月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

法第百四条第二号に掲げる漁業

| 加入区の名称 | 加入区の区域 | 漁業の区分 |
|----------|---|---------------|
| 和田島第一加入区 | 和田島漁業協同組合の地区のうち和田島町字遠見及び字洲端の区域 | 底びき網を使用して営む漁業 |
| 和田島第二加入区 | 和田島漁業協同組合の地区のうち和田島町字西浜手、字西林、字浜塚、字浜田、字松田新田及び字平見の区域 | 底びき網を使用して営む漁業 |
| 和田島第三加入区 | 和田島漁業協同組合の地区のうち和田島第一加入区及び和田島第二加入区の区域を除く区域 | 底びき網を使用して営む漁業 |

徳島県告示第二百六十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和五年六月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

法第百四条第二号に掲げる漁業

| | | |
|--------|-------------|---------------|
| 加入区の名称 | 加入区の区域 | 漁業の区分 |
| 椿泊加入区 | 椿泊漁業協同組合の地区 | 底びき網を使用して営む漁業 |

徳島県告示第二百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年六月二日

徳島県知事

後藤田

正

純

| | |
|-------------------|-----------|
| 土地改良区の事務所所在地及び名称 | 認可年月日 |
| 板野郡北島町 北島土地改良区 | 令和五年五月十六日 |

徳島県告示第二百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年六月二日

徳島県知事

後藤田

正

純

| | |
|---------------------|-----------|
| 土地改良区の事務所所在地及び名称 | 認可年月日 |
| 徳島市多家良町 多家良土地改良区 | 令和五年五月十八日 |

徳島県告示第二百七十二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和五年六月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
- 三好市東祖谷菅生二〇五の五〇（国有林）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

徳島県告示第二百七十三号

個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号）第五条第一項の規定に基づき、口頭により開示を求めることができる保有個人情報を次のように定め、令和五年六月二日から施行し、同日以後に実施する試験等に係る保有個人情報について適用し、平成十四年徳島県告示第十六十四号（口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報等を定める件）は、廃止する。

令和五年六月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

| | | | | |
|-----------------------------|--------------------------------|-----------------|---------------------|---------------------|
| 試験等の名称 | 口頭により開示を求めることができる保有個人情報の項目 | 試験等に係る保有個人情報の内容 | 口頭により開示を求めることができる期間 | 口頭により開示を求めることができる場所 |
| | 甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験 | 総合得点及び科目別得点 | 合格発表の日から一月間 | 消防保安課 |
| 丙種火薬類製造保安責任者試験 | 総合得点及び科目別得点 | 合格発表の日から一月間 | 合格発表の日から一月間 | 消防保安課 |
| クリーニング師試験 | 総合得点及び科目別得点 | 合格発表の日から一月間 | 合格発表の日から一月間 | 消費者くらし安全局 安全衛生課 |
| ふく処理師試験 | 総合得点及び科目別得点 | 合格発表の日から一月間 | 合格発表の日から一月間 | 消費者くらし安全局 安全衛生課 |
| 徳島県立総合看護学校第一看護学科推薦入学試験 | 総合得点及び科目別得点 | 合格発表の日から一月間 | 合格発表の日から一月間 | 徳島県立総合看護学校 |
| 徳島県立総合看護学校第一看護学科及び準看護学科入学試験 | 総合得点及び科目別得点 | 合格発表の日から一月間 | 合格発表の日から一月間 | 徳島県立総合看護学校 |
| 徳島県立総合看護学校第二看護学科入学試験 | 総合得点及び科目別得点 | 合格発表の日から一月間 | 合格発表の日から一月間 | 徳島県立総合看護学校 |
| 介護支援専門員実務研修受講試験 | 分野別得点 | 合格発表の日から一月間 | 合格発表の日から一月間 | 長寿いきがい課 |

| | | | |
|-------------------------------------|---------------------------------------|-----------------|---|
| 職業訓練指導員試験 | 科目別得点 | 合格発表の日から 一月間 | 徳島県産業人材育成 センター |
| 技能検定 | 科目別得点 | 合格発表の日から 一月間 | 徳島県産業人材育成 センター |
| 徳島県職業能力開発校訓 練生入校試験 | 総合得点及び科目別得 点 | 合格発表の日から 一月間 | 入校試験を受けた徳 島県職業能力開発校 |
| 狩猟免許試験 | 知識試験及び技能試験 の得点並びに適性試験 の結果 | 合格発表の日から 一月間 | 受験した試験の場所 を所管する徳島県東 部農林水産局及び徳 島県総合県民局保健 福祉環境部 |
| 家畜人工授精に関する講 習会の修業試験 | 総合得点及び科目別得 点 | 合格発表の日から 一月間 | 畜産振興課 |
| 徳島県立農林水産総合技 術支援センター農業大学 校入学試験 | 筆記試験の科目別得点 (推薦入試については 、論文試験の得点) | 合格発表の日から 一月間 | 徳島県立農林水産総 合技術支援センター 農業大学校 |

徳島県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和五年六月二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| | |
|------------|---------------|
| 政治団体の名称 | 田村信幸後援会 |
| 代表者の氏名 | 田村信幸 |
| 会計責任者の氏名 | 田村信幸 |
| 主たる事務所の所在地 | 那賀郡那賀町桜谷字東畑一四 |
| 届出年月日 | 令和五年四月二十七日 |

徳島県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年六月二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | | 異動事項 | | 異動の内容 | 異動年月日 |
|-----------|--------|------------------|-----------------|--------------|-------|-----------|
| | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | | |
| 仁木もとひろ後援会 | 仁木基裕 | 野々宮眞佐夫 | 仁木基裕 | 野々宮眞佐夫 | 新 | 令和五年四月十一日 |
| 井上武後援会 | 國平敬二 | 田中正 | 阿部昌司 | 安東学 | 旧 | 令和五年四月十六日 |
| 徳島県支部 | 阿部昌司 | 木村啓司 | 前川英史 | 山口浩司 | 新 | 令和五年四月二十日 |
| 徳島県支部 | 阿部昌司 | 徳島市川内町加賀須野四六三・二三 | 板野郡北島町鯛浜字中須四番地二 | 徳島市幸町三・四八 賀川 | 旧 | 令和五年 |
| 徳島県支部 | 阿部昌司 | 徳島市幸町三・四八 賀川 | 徳島市助任橋二丁目三四・ | 徳島市幸町三・四八 賀川 | 新 | 令和五年 |

おさだよしなり後援会

長田善成

主たる事務所の

徳島市幸町三・四八 賀川

徳島市助任橋二丁目三四・

令和五年

所在地

ビル
101

三
大井ビル1F

四月二十六日

徳島県選挙管理委員会告示第七十一号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
令和五年六月二日

一 政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|-----------------|--------|-----------|
| 自由民主党 徳島県 薬種商支部 | 佐藤 信夫 | 令和五年四月十七日 |

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|-----------|--------|------------|
| 藤井 正助 後援会 | 都築 章 | 令和五年二月二十八日 |
| 永岡 栄治 後援会 | 遠藤 芳文 | 令和五年四月一日 |

徳島県選挙管理委員会告示第七十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
 令和五年六月二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

| | | | | | |
|------------------|------------|-----------|-------------------|----------------------|------------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
| 長 田 善 成 | おさだよしなり後援会 | 主たる事務所所在地 | 徳島市幸町三・四八 賀川ビル一〇一 | 徳島市助任橋二丁目三四・三 大井ビル1F | 令和五年四月二十六日 |